

## 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年6月に地方自治法の一部改正により創設され、三田市では平成18年4月から導入しています。

### ○指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他団体に、「公の施設」の管理権限を委任し、その施設の管理を行わせようとするものです。公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上とコストの縮減等を図ることを目的としています。

### 《指定管理者制度と業務委託との比較》

	指定管理者制度	業務委託
1.受託主体	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可。	限定はない。 ※議員、長についての禁止規定あり (地方自治法第92条の2、142条)
2.法的性格	<管理代行> 「指定」(行政処分的一种)により、公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの。 ※「指定の手続」は、条例で定めることが必要。	<私法上の契約関係> 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託
3.公の施設の管理権限	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要。	設置者たる地方公共団体が有する。
(1)施設の使用許可	指定管理者が行う。	受託者はできない。
(2)基本的な利用条件の設定	指定管理者はできない。※条例で定めることが必要。	受託者はできない。
(3)不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	指定管理者はできない。	受託者はできない。
4.公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
(1)利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる。	地方公共団体にも責任が生じる。
5.利用料金制度(※)	採用することができる。 ※条例で定める範囲内で料金設定が可能。	採用することはできない。

※利用料金制度・・・利用者が支払う施設使用料を指定管理者の自らの収入とすることができる制度（地方自治法第244条の2第8項）

## ○公の施設とは

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、地方公共団体が設置する施設」であり、総合文化センター、公園、体育館等が該当します。

住民の利用に供することが目的でない市庁舎などは該当しません。また、公の施設であっても、個別の法律で管理主体が限定されている施設（学校等）も、指定管理者制度の対象施設とはなりません。

## ○指定管理者が管理運営を行っている施設（令和2年4月1日現在 15件）

No	施設名	指定管理者	選定方法	指定期間
1	有馬富士自然学習センター	(公財)兵庫県園芸・公園協会	非公募	R2年4月1日～ R3年3月31日
2	総合文化センター	JTBコミュニケーションデザイングループ	公募	H28年4月1日～ R3年3月31日
3	淡路風車の丘	(株)清光社	公募	H29年4月1日～ R4年3月31日
4	心道会館	(株)清光社	公募	H29年4月1日～ R4年3月31日
5	旧九鬼家住宅資料館三田ふるさと学習館三輪明神窯史跡園	NPO法人歴史文化財ネットワークさんだ	公募	H29年4月1日～ R4年3月31日
6	野外活動センター	NPO法人ナック	公募	R2年4月1日～ R5年3月31日
7	図書館（本館・分館・分室）	TRC三田	公募	H31年4月1日～ R6年3月31日
8	ガラス工芸館	NPO法人グラスクラフト協会	公募	H31年4月1日～ R6年3月31日
9	放課後児童クラブ（ゆりのき台小学校区）	学校法人親和学園	非公募	H31年4月1日～ R4年3月31日
10	障害児療育センター	(社福)ひょうご障害福祉事業協会	公募	H28年4月1日～ R3年3月31日
11	総合福祉保健センター	(社福)三田市社会福祉協議会	公募	H28年4月1日～ R3年3月31日
12	自転車等駐車場〔三田駅前（北側・地下）、横山駅前、フラワータウン駅前、新三田駅前、ウッディタウン中央駅前、南ウッディタウン駅前（2箇所）、相野駅前（第1・第2）、広野駅前、藍本駅前〕新三田駅前駐車場藍本駅前駐車場	(公社)三田市シルバー人材センター	非公募	H31年4月1日～ R4年3月31日
13	青野ダム記念館	(公社)三田市シルバー人材センター	非公募	H30年4月1日～ R2年6月30日
14	都市公園〔駒ヶ谷運動公園、城山公園、三田谷公園、中央公園、下青野公園、テクノ公園、小野公園、学園東公園〕	パークマネジメント三田	公募	H30年4月1日～ R5年3月31日
15	聖苑	さんだ斎苑管理グループ	公募	R2年4月1日～ R7年3月31日